

第97期 決算公告

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号
株式会社 西日本シティ銀行
取締役頭取 久保田 勇夫

連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	288,195	預 金	5,944,724
コールローン及び買入手形	4,250	譲 渡 性 預 金	102,023
買 入 金 銭 債 権	37,817	コールマネー及び売渡手形	34,391
特 定 取 引 資 産	1,252	債券貸借取引受入担保金	185,367
金 銭 の 信 託	19,725	借 用 金	52,734
有 価 証 券	1,514,353	外 国 為 替	87
貸 出 金	4,795,703	社 債	97,000
外 国 為 替	1,292	信 託 勘 定 借	5
そ の 他 資 産	37,024	そ の 他 負 債	43,827
有 形 固 定 資 産	122,141	退 職 給 付 引 当 金	13,251
建 物	23,850	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,034
土 地	83,598	再評価に係る繰延税金負債	23,226
建 設 仮 勘 定	269	支 払 承 諾	134,492
その他の有形固定資産	14,422	負 債 の 部 合 計	6,632,166
無 形 固 定 資 産	4,688	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	3,132	資 本 金	85,745
の れ ん	750	資 本 剰 余 金	90,301
その他の無形固定資産	805	利 益 剰 余 金	59,733
繰 延 税 金 資 産	66,453	自 己 株 式	540
支 払 承 諾 見 返	134,492	(株 主 資 本 合 計)	(235,239)
貸 倒 引 当 金	73,803	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	25,926
投 資 損 失 引 当 金	680	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	43
		土 地 再 評 価 差 額 金	29,018
		為 替 換 算 調 整 勘 定	0
		(評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計)	(54,901)
		少 数 株 主 持 分	30,597
		純 資 産 の 部 合 計	320,738
資 産 の 部 合 計	6,952,905	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,952,905

連結損益計算書（平成18年 4月 1日から
平成19年 3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	金 額
経常収益		179,790
資金運用収益	139,259	
貸出金利息	115,001	
有価証券利息配当金	23,310	
コールローン利息及び買入手形利息	332	
預け金利息	243	
その他の受入利息	371	
信託報酬	10	
役員務取引等収益	32,759	
特定取引収益	214	
その他の業務収益	1,500	
その他の経常収益	6,046	
経常費用		132,969
資金調達費用	16,801	
預金利息	7,055	
譲渡性預金利息	149	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,866	
債券貸借取引支払利息	2,730	
借入金利息	513	
社債利息	1,718	
その他の支払利息	2,766	
役員務取引等費用	10,125	
その他の業務費用	2,051	
営業経費用	84,963	
その他の経常費用	19,028	
その他の経常費用	19,028	
経常利益		46,820
特別利益		7,189
固定資産処分益	370	
貸倒引当金戻入益	789	
償却債権取立益	6,029	
その他の特別利益	0	
特別損失		8,366
固定資産処分損失	1,642	
減損損失	5,742	
その他の特別損失	981	
税金等調整前当期純利益		45,644
法人税、住民税及び事業税		626
法人税等調整額		18,189
少数株主利益		1,497
当期純利益		25,330

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 11社

株式会社長崎銀行
西銀ターンアラウンド・パートナーズ株式会社
シティ・ターンアラウンド・サポート株式会社
Nishi-Nippon Preferred Capital (Cayman) Limited
Nishi-Nippon Finance (Cayman) Limited
NCBオフィスサービス株式会社
NCBビジネスサービス株式会社
NCBモーゲージサービス株式会社
株式会社NCB経営情報サービス
九州カード株式会社
西日本信用保証株式会社

前連結会計年度に連結される子会社及び子法人等でありましたNCBコンピューターサービス株式会社は、株式譲渡により持分法適用の関連法人等となったため、連結の範囲から除外しております。なお、同社は株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCBに商号変更しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連法人等

株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

西日本チャレンジ投資事業有限責任組合1号

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

連結貸借対照表の注記

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) 持分法非適用の非連結子会社・子法人等出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～60年
動 産	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

8. 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

9. 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10. 当行及び主要な連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記25.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は67,362百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理
----------	---

13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づき算定された当連結会計年度末必要支給額を計上しております。

従来、役員退職慰労金は支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準（企業会計基準第4号平成17年11月29日）の適用により役員賞与を費用処理することが必要になったこと、及び、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日改正）の公表を契機として、当連結会計年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。

この変更により、当連結会計年度発生額151百万円は営業経費へ、過年度分相当額803百万円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、経常利益は151百万円、税金等調整前当期純利益は954百万円それぞれ減少しております。

14. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
16. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
17. デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等は、うち1社で一部の負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、その他の子会社及び子法人等はヘッジ会計を行っておりません。

18. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
19. 関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く） 541百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額 72,787百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,515百万円
22. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は16,922百万円、延滞債権額は140,735百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は42百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は81,021百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は238,723百万円であります。
 なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は74,395百万円であります。
28. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 現金預け金 | 108百万円 |
| 有価証券 | 331,706百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 11,539百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 185,367百万円 |
| 借入金 | 3,000百万円 |
| その他負債 | 199百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2百万円及び有価証券128,117百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は4,683百万円であります。
29. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行及び主要な連結される子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|--|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める近隣の地価公示法（昭和44年公布法律第49号）及び同条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出 |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 34,747百万円 |
30. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,500百万円が含まれております。
31. 社債97,000百万円は、劣後特約付社債82,000百万円及び永久劣後特約付社債15,000百万円であります。

32. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は21,026百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ21,026百万円減少しております。

33. 1株当たりの純資産額 320円14銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券が含まれております。以下38.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,252	0

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	10,000	9,954	46	-	46
地方債	3,091	3,113	21	21	-
その他	28,000	27,648	351	3	354
外国債券	28,000	27,648	351	3	354
合計	41,092	40,716	375	25	401

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	98,983	147,113	48,130	49,414	1,283
債券	1,020,495	1,006,661	13,834	656	14,490
国債	572,300	561,350	10,950	52	11,002
地方債	62,067	61,627	439	75	515
社債	386,127	383,683	2,443	528	2,972
その他	264,979	272,025	7,049	9,704	2,654
外国債券	196,385	195,266	1,115	695	1,810
その他	68,594	76,758	8,164	9,008	843
合計	1,384,458	1,425,800	41,345	59,774	18,428

上記の評価差額には、複合金融商品の評価差額として損益に計上した評価差額（損）3百万円は含まれておりません。

なお、上記の評価差額から繰延税金負債15,419百万円を差し引いた額25,926百万円のうち少数株主持分相当額2百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額2百万円を加算した額25,926百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

35. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

36. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	163,316	4,705	1,979

37. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	17,096
非公募集約債	26,555
その他	3,266

38. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	159,911	488,790	269,659	126,466
国債	54,353	290,361	107,363	119,271
地方債	17,116	28,434	19,168	-
社債	88,441	169,994	143,127	7,194
その他	10,005	96,372	101,844	54,602
外国債券	8,445	82,651	86,308	36,805
その他	1,560	13,721	15,535	17,796
合計	169,917	585,163	371,503	181,069

39. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	19,725	9

満期保有目的の金銭の信託はありません。

その他の金銭の信託はありません。

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,536,782百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,526,730百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

41. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	53,733百万円
年金資産(時価)	49,905
未積立退職給付債務	3,828
会計基準変更時差異の未処理額	-
未認識数理計算上の差異	2,623
未認識過去勤務債務(債務の減額)	116
連結貸借対照表計上額の純額	6,569
前払年金費用	6,682
退職給付引当金	13,251

42. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は290,184百万円であります。

(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」として「その他資産」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また「建設仮払金」は「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

(6) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「その他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。

43. 連結自己資本比率(国内基準)は、9.30%であります。

連結損益計算書の注記

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 31円81銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 29円30銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 「その他経常費用」には、貸出金償却14,104百万円及び株式等償却1,592百万円を含んでおります。

6. 「その他の特別損失」には、役員退職慰労引当金の計上に伴う過年度負担額803百万円を含んでおります。

7. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
福岡県内	遊休資産等 (2か所)	土地・建物	184
福岡県内	廃止予定店舗等 (17か所)	土地・建物	1,558
福岡県外	遊休資産 (3か所)	土地・建物	383
福岡県外	廃止予定店舗等 (4か所)	土地・建物	1,648
福岡県外	営業用店舗 (1か所)	建物	3
-	のれん (-か所)	連結子会社ののれん	1,962

上記資産のうち、有形固定資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,779百万円)として特別損失に計上しております。のれんについては、連結子会社の自己株式取得に伴い発生したものを、回収可能性を考慮し、のれん全額を減損損失(1,962百万円)として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

資産の区分	資産グループの概要	グルーピング方法
遊休資産等	店舗・社宅跡地	各々が独立した資産としてグルーピング
廃止予定店舗等	廃止が機関決定された店舗等	廃止後の用途に応じてグルーピング
営業用店舗	営業の用に供する資産	原則、営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)
のれん	連結子会社ののれん	各々が独立した資産としてグルーピング

(回収可能価額)

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は主として正味売却価額であり、その算定は「不動産鑑定評価基準(国土交通省)」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除することにより行っております。